省　令

○経済産業省令第百四号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十二条第九項の規定に基づき、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月一日　　経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一第一項第六号を次のように改める。

六　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十九条第一項の規定による情報処理技術者試験（情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）の規定によるＩＴストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、システム監査技術者試験又は応用情報技術者試験に限る。）に合格した者　経営情報システム

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第四百三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年十一月一日　　総務大臣　山本　早苗

政党	異動事項	異動年月日
政治団体の名称	旧	
自由党	新	
政治団体の名称	生活の党と山本太郎となかまたち	二八、一〇、一二
会計責任者の氏名	小林　正夫	二八、九、二七
	飯田真紀子	二八、九、二七

○総務省告示第四百四号

次の無線設備の機器は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十七条に規定する無線設備の機器の検定に合格したので、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月一日　　総務大臣　山本　早苗

法第37条第２号の機器（船舶に設置する無線航行のためのレーダー）

合格者の氏名又は名称	機器の名称	機器の型式名	検定番号	型式検定合格の年月日	その他必要な事項
古野電気株式会社	船舶用レーダー	ＲＤＳＳ４ＦＤ９―12ｋ ＦＡＲ―１５１８―12ＡＦ	Ｒ16009	平成28年９月27日	―
古野電気株式会社	船舶用レーダー	ＲＤＳＳ４ＦＤ９―12ｋ ＰＯＮ―２	Ｒ16010	平成28年９月27日	―
古野電気株式会社	船舶用レーダー	ＲＤＳＳ４ＦＤ９―25ｋ ＦＡＲ―１５１８―20ＡＦ	Ｒ16011	平成28年９月27日	―
古野電気株式会社	船舶用レーダー	ＲＤＳＳ４ＦＤ９―25ｋ ＰＯＮ―１	Ｒ16012	平成28年９月27日	―
古野電気株式会社	船舶用レーダー	ＲＤＳＳ４ＦＤ９―25ｋ ＦＡＲ―１５２８―20ＡＦ	Ｒ16012	平成28年９月27日	―
古野電気株式会社	船舶用レーダー	ＲＤＳＳ４ＦＤ９―25ｋ ＰＯＮ―２	Ｒ16012	平成28年９月27日	―
古野電気株式会社	船舶用レーダー	ＲＤＳＳ４ＦＤ９―25ｋ ＦＡＲ―１５２８―24ＡＦ	Ｒ16012	平成28年９月27日	―

○法務省告示第五百六十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十八年十一月一日　　法務大臣　金田　勝年

福岡法務局所属　　林　秀文

○外務省告示第四百二十二号

平成二十八年十月十日にコロンボで、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十八年十一月一日　　外務大臣　岸田　文雄

（円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、スリランカ民主社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とスリランカ民主社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百億円（一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、国際開発協会により準備された競争力、透明性及び財政持続可能性開発政策融資の下での改革計画（以下「改革計画」という。）においてスリランカ民主社会主義共和国政府を支援することを目的として、開発政策借款（民間セクター振興、ガバナンス向上及び財政健全化）として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、スリランカ民主社会主義共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、スリランカ民主社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b)　利子率は、年一・四パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、スリランカ民主社会主義共和国政府の権限のある当局が、スリランカ民主社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として、既に行ったか又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　スリランカ民主社会主義共和国政府は、スリランカ民主社会主義共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をスリランカの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、スリランカ民主社会主義共和国政府の国家予算に含められる。

5　スリランカ民主社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　スリランカ民主社会主義共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してスリランカ民主社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。